

意見書案第7号

消費税10%引上げの凍結又は中止を求める意見書

本年4月に、消費税率が8%へと増税された。また、平成27年10月からの税率10%に向け、政府はさらなる増税判断を年内にも行うとしている。

しかし、消費税率を引き上げる経済状況ではなく、政府が6月25日に発表した「成長戦略」において、法人税率の引下げや年金資産のリスク運用を盛り込むなど株価維持と景気回復を目指したが、地域の実体経済は冷え込んだままである。

内閣府が9月8日に発表した4～6月期の国内総生産（GDP、季節調整値）速報値では、年率換算7.1%減となり、消費者物価の上昇に伴う実質所得の減少により、GDPの6割を占める個人消費は想定を超えて落ち込んでいる。さらに、7月～9月期においても、年率換算1.6%減となっている。わずかな賃上げでは物価上昇に追いつかず、消費の減少を招いていることは明らかであり、実体経済や国民の生活を直視すれば、景気回復といえる状況ではなく、増税に対してより慎重にすべきである。

報道各社の世論調査でも来年10月の引上げに「反対」が7割前後で、「賛成」を大きく上回っており、政府与党内からも値上げに対して慎重論が広がっている。自民党山本幸三元経済産業副大臣は、円安で輸出が伸びると思っていたが、大変な誤算でそれほど伸びなかったと述べ、維新の党、みんなの党、生活の党の野党3党は、11月4日、消費税率10%への引上げを延期する消費税凍結法案を衆議院に提出している。

よって、逗子市議会は政府に対し、国民生活と経済状況を慎重に判断し、来年10月からの消費税率10%への引上げは延期、又は中止することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年11月21日

逗子市議会